

平成23年度第1回豊山町都市計画審議会

議案別冊

諮問第1号

「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の

変更に係る意見について」

- ・名古屋都市計画区域マスタープラン新旧対照表

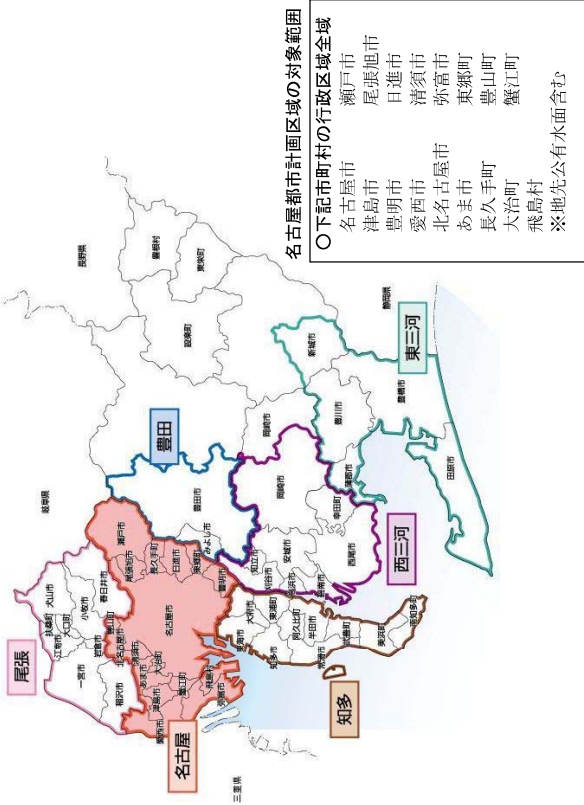
【名古屋都市計画区域マスタープラン新旧対照表】

変更後

変更前

2 対象範囲

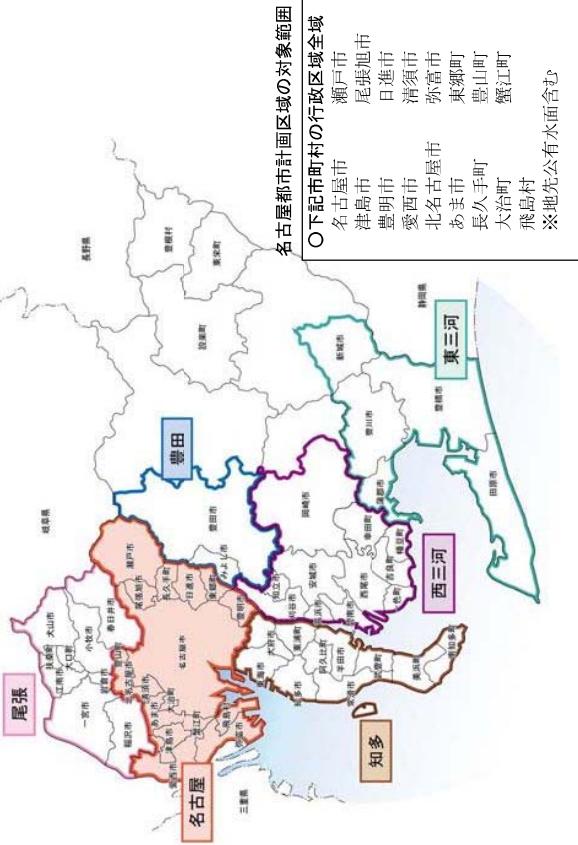
図 1-1 都市計画区域



名古屋・1

2 対象範囲

図 1-1 都市計画区域



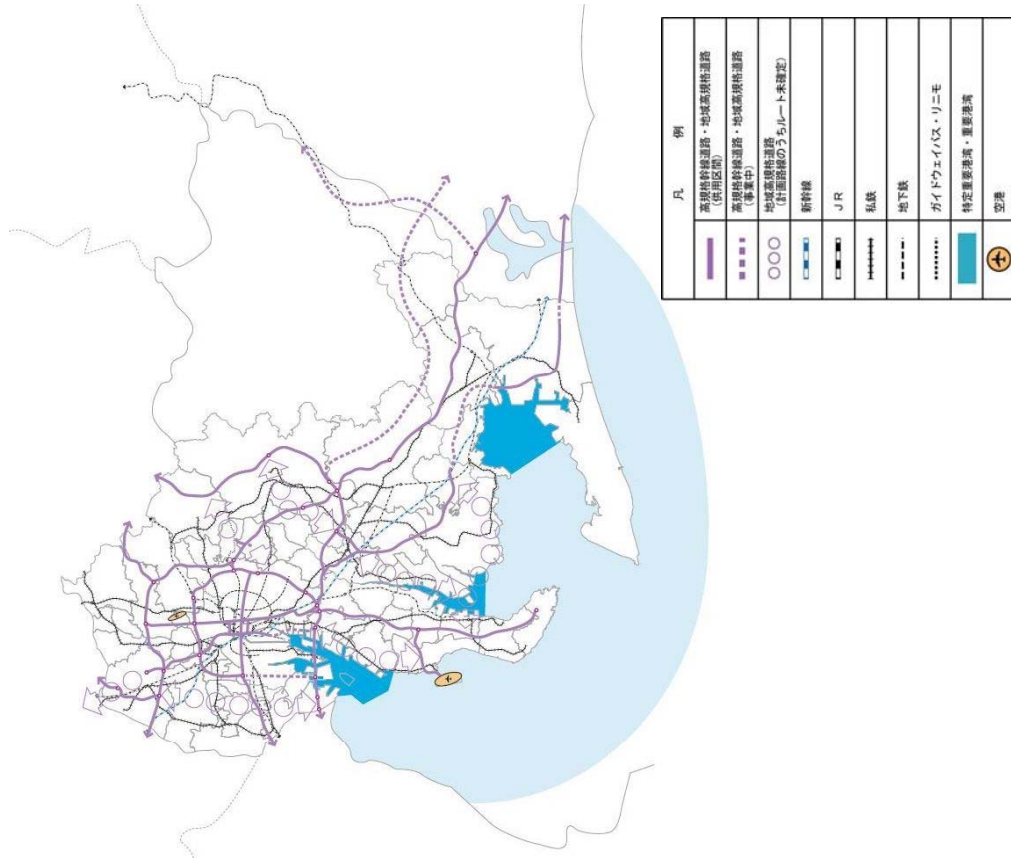
名古屋・1

名古屋都市計画区域マスタープラン新旧対照表】

変更後

(2) 都市構造

図 2-3 広域交通体系



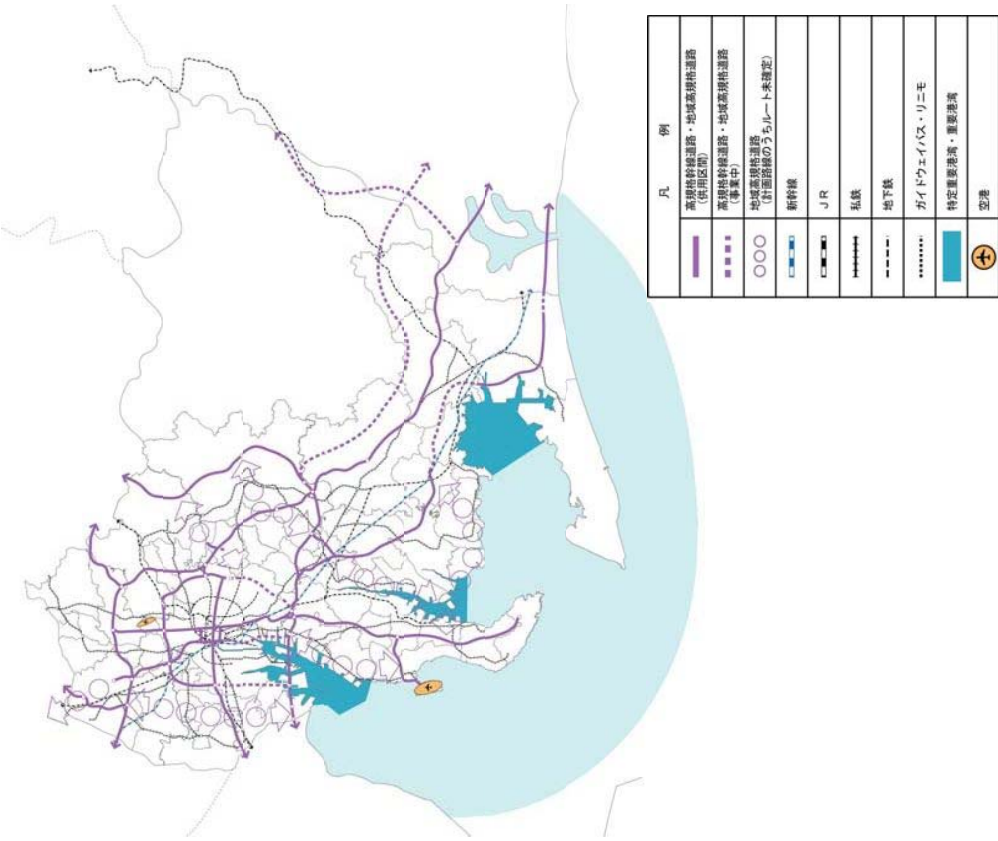
資料：愛知県道路建設課、港湾課資料

名古屋・3

変更前

(2) 都市構造

図 2-3 広域交通体系



資料：愛知県道路建設課、港湾課資料

名古屋・3

名古屋都市計画区域マスタープラン新旧対照表】

変更後	変更前
<p>(6) 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>ア 災害防止に関する方針 溢水、氾濫、津波、高潮などによる浸水被害の恐れがある区域、土石流、がけ崩れ、地すべりなどによる土砂災害の恐れがある土砂災害危険箇所などは、市街化を抑制します。</p> <p>イ 優良な農地との健全な調和に関する方針 優良な集団農用地および土地改良事業をはじめとする農業に関する基礎整備事業を実施している区域の内、今後も農用地として保全すべき一団の区域は市街化を抑制します。</p> <p>ウ 豊かな自然環境の保全に関する方針 優れた自然の風景および田園的風景の維持、都市環境の保全、水源のかん養、土砂流出の防備などのために保全する必要がある区域は、市街化を抑制します。</p> <p>エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 市街化調整区域における開発行為は、市街化区域における計画的な市街地整備に支障がなく、かつ、周辺の開発を促進しないものであることが必要です。 相当規模の開発行為については、地区計画を定めて、道路、公園などの地区施設の整備や建築物の適正な規制・誘導をすることが必要です。また、既存コミュニティの維持や安心・安全で活力ある暮らしの形成に必要な場合については、地域の実情に応じた適切な土地利用を図ります。 なお、地区計画を定めるにあたっては、既存ストックの活用や地域環境の保全または改善、地域活力の向上への貢献に配慮することが重要です。 区域区分による市街化区域の適正な配置と地区計画を定めた計画的な開発行為により、秩序ある都市的土地利用を実現するため、市街化区域に近接または隣接した区域を条例で指定することにより一定の市街化を容認する制度は用いられません。 大規模集客施設は、広域的に影響をおよぼし、無秩序な市街地の拡大など都市構造に大きな影響を与えるため立地を制限します。また、大規模集客施設と同様に広域的に影響をおよぼす公共施設の立地は抑制します。 今後、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備を行う地区は、その整備の見通しが明らかになった段階で、農林漁業などとの調整を行い、住居系市街地については尾張広域都市計画圏で想定した人口の範囲内で、また工業系市街地については尾張広域都市計画圏で想定した産業規模の範囲内で、随時、市街化区域に編入し、良好な市街地整備を図ります。</p>	<p>(6) 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>ア 災害防止に関する方針 溢水、氾濫、津波、高潮などによる浸水被害の恐れがある区域、土石流、がけ崩れ、地すべりなどによる土砂災害の恐れがある土砂災害危険箇所などは、市街化を抑制します。</p> <p>イ 優良な農地との健全な調和に関する方針 優良な集団農用地および土地改良事業をはじめとする農業に関する基礎整備事業を実施している区域の内、今後も農用地として保全すべき一団の区域は市街化を抑制します。</p> <p>ウ 豊かな自然環境の保全に関する方針 優れた自然の風景および田園的風景の維持、都市環境の保全、水源のかん養、土砂流出の防備などのために保全する必要がある区域は、市街化を抑制します。</p> <p>エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 市街化調整区域における開発行為は、市街化区域における計画的な市街地整備に支障がなく、かつ、周辺の開発を促進しないものであることが必要です。相当規模の開発行為については、地区計画を定めて、道路、公園などの地区施設の整備や建築物の適正な規制・誘導をすることが必要です。なお、地区計画を定めるにあたっては、既存ストックの活用や地域環境の保全または改善、地域活力の向上への貢献に配慮することが重要です。 区域区分による市街化区域の適正な配置と地区計画を定めた計画的な開発行為により、秩序ある都市的土地利用を実現するため、市街化区域に近接または隣接した区域を条例で指定することにより一定の市街化を容認する制度は用いられません。 大規模集客施設は、広域的に影響をおよぼし、無秩序な市街地の拡大など都市構造に大きな影響を与えるため立地を制限します。また、大規模集客施設と同様に広域的に影響をおよぼす公共施設の立地は抑制します。 今後、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備を行う地区は、その整備の見通しが明らかになった段階で、農林漁業などとの調整を行い、住居系市街地については尾張広域都市計画圏で想定した人口の範囲内で、また工業系市街地については尾張広域都市計画圏で想定した産業規模の範囲内で、随時、市街化区域に編入し、良好な市街地整備を図ります。</p>

新旧対照表の補足説明資料（参考）

図 1-1 都市計画区域



西尾市、一色町、吉良町及び幡豆町の合併による旧行政界の抹消

新旧対照表の補足説明資料（参考）

図 2-3 広域交通体系



